官　報　　平成 22 年 12 月 13 日　　（号外第 264 号）

〔 省　令 〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二四）

厚生労働省令第百二十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十三日　　厚生労働大臣　　細川　律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百九号を第四百十一号とし、第二百九十七号から第四百八号までを二号ずつ繰り下げ、第二百九十六号を第二百九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百九十八　　ピロリジン

別表第一中第二百九十五号を第二百九十六号とし、第二百九十一号から第二百九十四号までを一ずつ繰り下げ、第二百九十号の次に次の一号を加える。

二百九十一　　ピペリジン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。